

所有者・管理者の皆様へ

大切な生命、財産を守るために

建築基準法を遵守してください！

建築基準法は、建築物に関する最低の基準を定めることにより、国民の生命などを守る法律です。

建築基準法が守られていないと、万一の際に大災害、大事故となるおそれがあります。

○過去に大きな火災被害等が発生した例



【被害状況】

・死者44名、負傷者3名

【建築防災上の問題点】

- ・避難に有効な直通階段が1つしかなかった。
- ・非常用の進入口がふさがれていた。
- ・障害物により防火戸が閉鎖されなかった。

大阪市の個室ビデオ店火災(平成20年10月)

【被害状況】

・死者16名、負傷者9名

【建築防災上の問題点】

- ・非常用の照明装置が不足していた。
- ・必要な排煙設備が設置されていなかった。



渋川市の老人ホーム火災(平成21年3月)

【被害状況】

・死者10名、負傷者1名

【建築防災上の問題点】

- ・非常用の照明装置が不足していた。
- ・間仕切壁が必要な構造となっていなかった。



福山市のホテル火災(平成24年5月)

【被害状況】・死者7名、負傷者3名

【建築防災上の問題点】・耐火建築物要求の不備。

長崎市の認知症高齢者グループホーム火災(平成25年2月)

【被害状況】・死者4名、負傷者8名

【建築防災上の問題点】・防火区画(防火設備)の不備。

姫路市の違法設置昇降機事故(平成21年2月)

【被害状況】・死者1名

【建築防災上の問題点】・定期検査の未実施 他。

横浜市の屋上パネル落下事故(平成30年10月)

【被害状況】・死者1名

【建築防災上の問題点】・定期調査の未実施の疑い。

このような悲惨な被害を出さぬよう、建築基準法の基準に適合されるようお願いいたします。

なお、是正等の命令に従わない場合は、罰則の適用があります。

焼津市

建築基準法で定められている防火・避難関係規定

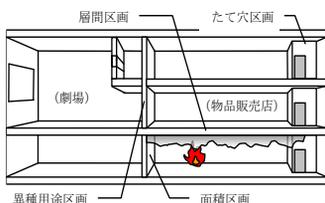
建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めている法律ですが、ここでは特に、火災からの人命の保護を目的とする防火・避難に関する主な基準について紹介します。

基準は、建築物の用途や規模などによって適用される内容が異なりますので、不明な点は下記担当部署にお問い合わせ下さい。

【防火区画】

(建築基準法施行令第112条)

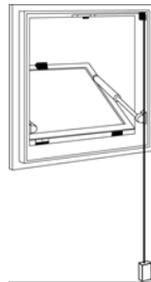
火災の伝播・拡大を防止するため、準耐火建築物や耐火建築物においては、一定面積とあるいは階段やエレベーターの昇降路等の部分を準耐火構造や耐火構造の壁や床又は防火戸などによって区画しなければいけません。



【排煙設備】

(建築基準法施行令第126条の2,126条の3)

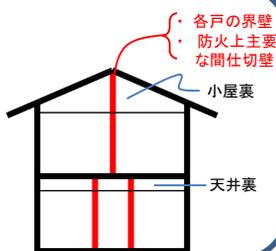
火災により発生した煙の拡大を抑止・排出し、避難安全の確保を図るため、一定の規模以上の特殊建築物等においては、防煙壁による区画や手動開放装置を設けた排煙口などを設置しなければいけません。



【間仕切壁】

(建築基準法施行令第114条)

火災の伝播・拡大を防止するため、長屋又は共同住宅の各戸の界壁や、児童福祉施設等や寄宿舎等の防火上主要な間仕切壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達するようにしなければいけません。



【非常用の照明装置】

(建築基準法施行令第126条の4,126条の5)

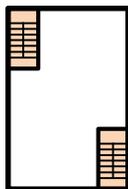
火災により停電した場合でも避難安全の確保を図るため、児童福祉施設や遊技場などの特殊建築物の居室や廊下、階段等には、非常用の照明装置を設置しなければいけません(また、電球の球切れやバッテリー切れがないよう注意して下さい)。



【直通階段・避難階段】

(建築基準法施行令第120条～124条)

一定の建築物については、火災発生時に屋外へただちに避難できるようにするため、地上に出られる階まで通ずる直通階段を2つ以上設置しなければなりません。また、建築物の階数が多い場合には、より防火性能の高い避難階段や特別避難階段とする必要があります。



【非常用の進入口】

(建築基準法施行令第126条の6,126条の7)

高さ31m以下の部分にある3階以上の階には、非常時に消防隊が進入できる非常用の進入口の設置が必要です。ただし、非常用の進入口に代わる開口部が道等に面して設けられている場合はあらためて設置する必要はありません。

【屋外への出入口の施錠装置】

(建築基準法施行令第125条の2)

火災発生時に屋外への避難をスムーズに行えるようにするため、屋外の避難階段に通じる出口や、避難階段から屋外に通じる出口の戸の施錠装置は、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとしなければいけません。

【内装制限】

(建築基準法施行令第128条の3の2～129条)

火災の発生・拡大の防止、避難安全の確保を図るため、一定の規模以上の特殊建築物等については、居室の壁の仕上げを難燃材料以上のものに、避難経路となる廊下、階段等の通路の壁の仕上げを準不燃材料以上のものにしなければいけません。

このほかにも、廊下の幅員、敷地内の避難用通路の確保など、重要な基準があります。設備を設置するだけでなく、非常時に正しく作動するよう日常の管理が大切です。定期的な点検や避難経路上に障害物を置いたりしないようお願いします。

また、建築基準法第12条の定期報告の対象建築物は、定期報告をお願いします。 消防法・火災予防条例など他の法令の遵守もお願いします。

問い合わせ先

焼津市役所 都市政策部 建築住宅課 建築指導担当

〒425-8502 焼津市本町2丁目16-32

TEL 054-626-2102